

熊本県私立学校施設等災害復旧支援事業補助金交付要項

(趣旨)

第1条 知事は、平成28年熊本地震により被災した県内に所在する私立学校の復旧を支援するため、私立学校の設置者（以下「設置者」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要項の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要項において「私立学校等」とは、次の各号に掲げる学校で、平成28年4月14日において現に存するものをいう。

- (1) 学校法人が設置する学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する中学校、高等学校及び幼稚園
- (2) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園
- (3) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項の規定により確認された私立の学校教育法第1条に規定する幼稚園（以下「特定私立幼稚園」という。）
- (4) 学校法人又は準学校法人が設置する専修学校及び修業年限2年以上の課程を有する各種学校（以下「専修学校等」という。）

(補助対象者)

第3条 この補助金の補助対象者は、平成28年熊本地震により被災した私立学校等の施設設備の復旧を行う設置者とする。

(補助対象経費及び補助率)

第4条 この補助金の補助対象経費は、平成28年熊本地震により被災した私立学校等の施設整備の復旧に要する経費（文部科学省所管私立学校施設災害復旧費調査要領に基づく文部科学省災害査定により災害復旧に必要と認められたもの。）とし、その補助率は以下のとおりとする。

学校種別	補助率
中学校・高等学校・幼稚園	当該経費の1/6以内
特定私立幼稚園、幼保連携型認定こども園	当該経費の1/6以内
専修学校、各種学校	当該経費の1/4以内

(補助金の不交付等)

第5条 知事は、規則第4条第1項に規定する調査の結果、設置者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の全部又は一部を交付しないものとする。

- (1) 法令の規定、法令の規定に基づく知事の処分又は寄附行為に違反したもの
- (2) 経理その他事務処理が著しく適正を欠いているもの
- (3) 管理運営が著しく適正を欠いているもの
- (4) その他知事が補助金の全部又は一部を交付することが不相当と認めるもの

(補助金の交付申請)

第6条 規則第3条第1項の申請書は、別記第1号様式によるものとする。

2 規則第3条第2項の添付書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書 別記第2号様式
- (2) 収支予算書 別記第3号様式
- (3) その他知事が必要と認める書類

(決定の通知)

第7条 規則第6条の規定による補助金の交付決定の通知は、補助金交付決定通知書(別記第4号様式)により行うものとする。

(交付決定の変更)

第8条 規則第7条第1項の変更事由は、補助金の額の算定基礎に用いた数に変更又は錯誤があり、補助金の額に変更を生じる場合とし、変更申請書は別記第5号様式によるものとする。

2 規則第7条第3項において準用する規則第6条の規定による変更の決定通知は、変更交付決定通知書(別記第6号様式)により行うものとする。

(申請の取下げ)

第9条 規則第8条の規定により申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して15日を経過した日までに、その旨を記載した書面を知事に提出するものとする。

(事業遅延の届出)

第10条 補助事業者は、補助対象事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合においては、速やかにその旨を記載した書面を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第11条 規則第13条の実績報告書は、別記第7号様式によるものとする。

2 規則第13条の添付書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 事業実績書 別記第8号様式

(2) 収支精算書 別記第3号様式

3 前項の規定にかかわらず、知事は、補助対象事業が当該会計年度に完了しない場合は、前項に規定する書類のうち必要がないと認めるものについては、その添付を省略させることができる。

4 補助対象事業が完了した場合は、第1項の実績報告書の提出期限は、当該補助対象事業の完了した日から30日を経過した日又は当該補助対象事業の完了した年度の3月31日のいずれか早い期日とする。

5 補助対象事業が当該会計年度に完了しない場合は、第1項の実績報告書の提出期限は、当該会計年度の翌年度の4月30日までとする。

(補助金の額の確定)

第12条 規則第14条の規定による補助金の額の確定通知は、補助金交付確定通知書(別記第9号様式)により行うものとする。

(補助金の請求等)

第13条 この補助金は、補助金の額の確定後に交付するものとする。

2 規則第16条第1項の請求書は、別記第10号様式によるものとする。

(財産処分の制限)

第14条 規則第21条第2項に規定する別に定める期間は、交付決定を受けた補助対象事業の対象となった財産について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)別表において定められた当該財産の耐用年数とする。

2 財産処分の承認にあたっては、「文部科学省一般会計補助金等に係る財産処分承認基準について(通知)」(平成20年6月16日付け20文科会第189号文部科学省大臣官房会課長通知)に準じて行うものとする。

(証拠書類の保管)

第15条 規則第23条に規定する別に定める期間は、交付決定を受けた補助対象事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年とする。

(雑則)

第16条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要項は、平成29年3月17日から施行し、平成28年4月14日から適用する。